

第6回鹿児島地区合併協議会会議結果

日時 平成15年7月22日(火)午前9時半

場所 かごしま市民福祉プラザ 5階 大会議室

1 開 会

・新委員の紹介

2 会長あいさつ

3 議 事

第21-2号議案 町名・字名の取扱いについて

会長から、町名・字名の取扱いについては、第4回合併協議会で提案をし、各委員においてそれぞれご検討をいただき、第5回合併協議会で協議を行ったところである。多方面にわたる協議を踏まえて再度専門部会、幹事会で協議を行い、首長協議も行った。これらの協議の結果、議案の内容を見直して、新たに第21-2号議案として提案するものである旨の発言あり。

協議の結果、第21号議案は取り下げの扱いとし、本議案については継続協議とすることを確認。

第27号議案 ごみ処理事業の取扱いについて（継続協議）

委員から、桜島町のクリーンセンターはダイオキシン対策の改修を行ったばかりであり、東桜島地区のごみを一緒に処理する方法は検討されないものか、事業所ごみについて、桜島町の場合、鹿児島市の施設へ搬出するためフェリー料金が必要となる分経費が高くなることが懸念されるので、桜島町のクリーンセンターに仮置場を設置するなどの対応はできないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、ダイオキシン対策として、より排出基準の厳しい、安定した燃焼が得られる鹿児島市の連続式焼却炉で全量を焼却していくことが望ましいこと、また、燃焼施設の維持管理費等を比較検討した結果、桜島町のクリーンセンターは休止して鹿児島市の2清掃工場で5町分を含めて焼却することとした。事業所ごみについては、事業所が自己責任で処理することが基本であり、鹿児島市においても昨年4月からそのような体制をとって、理解・協力が得られていること、事業所ごみを仮置場に持ち込むことになると、計量する人員の配置等もあり、コスト面でも高くなることなどから、仮置場の設置は困難である旨の説明あり。

委員から、事業所ごみを桜島町から鹿児島市に持っていく場合、フェリー運賃が非常に高く負担となるが、何か方策を考えているかとの質問あり。

これに対し、専門部会から、現在鹿児島市においても東桜島地区がフェリーを利用して事業系のごみを持ってきていること、事業所ごみについては自己責任という

ことで、搬送料等についても排出者とそれを受け入れる許可業者との間で決められるものと考えていることなどから、理解を賜りたい旨の説明あり。

委員から、ごみの分別収集の方式等はわかりやすい資料を活用するなどして、5町の住民の方々が戸惑うことのないような広報・啓発に努力すること、また、松元町内にある日置地区の一部事務組合のごみ処理施設並びに桜島町のクリーンセンターを全く使わなくなることについては、地域住民の方々に十分な理解が得られるよう努力されたいとの要望あり。

委員から、鹿児島市の家庭ごみは無料で5町は有料指定袋であり、負担の面からは安くなり住民サービスにつながるかも知れないが、逆にごみを出す責任者としてはかえって有料の方がごみを無駄に出さないのではないか、そういう意味ではかえって有料とすることも検討すべきではなかったか、将来的にも家庭ごみは無料という流れがとられていく可能性の方が高いのかとの質問あり。

これに対し、専門部会から、家庭ごみについては、現在鹿児島市は無料であることから、合併にあたっては現行制度を継続したいと考えている。なお、有料化については、将来の問題として検討していきたいと考えている旨の説明あり。

以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第28号議案 環境衛生事業の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第29号議案 上・下水道事業の取扱いについて（継続協議）

委員から、桜島町は企業会計方式を採用して収益収支、資本収支に気を配り、低廉な水の供給に努めている。統合となると段階的調整は図られてはいるが、大方の住民は負担増を免れ得ない状況になる。海を隔てているので海底をパイプラインで送水する等の設備投資をするなら別だが、施設を連結することなく、別立ての資産管理が続けられると思っているので、多額の投資の市の償却費まで負担する統合については町民感情として問題がある。鹿児島市と桜島町の海を隔てた特殊事情は、水道法第2条の2第1項による地域の自然的、社会的諸条件に該当し、水道料金の算定根拠は適正な原価に照らし、公正妥当であること原価式が原則であることは言うまでもない。町民感情の観点から、統合ではなく現行どおりとすることを求める旨の発言あり。

これに対し、専門部会から、水需要の低迷に伴い、給水収益が伸び悩む中で、今後の水道事業の運営にあたっては、老朽化した施設の更新や厳しくなる水質基準への対応など、収益の増加につながらない経費の増加が考えられ、統合による経営基盤の強化を図る必要がある。また、合併後は、同一市域内では同一事業、同一料金とし、使用者の負担の公平化を図るとともに、水道事業を経営する公営企業として、

全市的・一体的な施設の維持・管理及び改良・更新を行う必要があり、合併後の速やかな事業の一体化を図る必要があるとの観点から簡易水道事業を上水道事業に統合しようとするものである。なお、先般、国においては、水道事業の広域化という観点から、施設として直結していなくても運営的な面で一体化を図るという方針を打ち出しており、そのような観点からも上水道事業に統合しようとするものである旨の説明あり。

委員から、水道料金の設定は原則、供給原価を基本として算出すべきものである。桜島町の簡易水道利用者と鹿児島市の上水道利用者の料金を同額にするということは、不合理であると思われる。具体的には簡易水道事業と上水道事業を統合することに問題はないのか。また、簡易水道の水源と上水道の施設とは根本的に違っている。この点矛盾はないのかとの質問あり。

これに対し、専門部会から、水源等の現状については鹿児島市の東桜島地区でも水源は違っているが、水道事業として一体化して総括原価方式により料金を決定している。5町の簡易水道事業についても簡易水道は複数あり水源は異なっているが、各町においても簡易水道事業1本で同一の料金で運営されており、水源が異なっても料金は一本化して問題はないという考え方をしている旨の説明あり。

委員から、水道料金の激変緩和措置として平成19年度までは段階的措置があるが、交付税の合併算定替は、合併後10年間は満額の措置がなされる。その後5年間は段階的措置がとられるので、これらの制度を財源としてもう少し長期間における激変緩和措置をとれないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、公共料金の格差是正等については、合併に伴う国の包括的財政支援措置として合併年度またはその翌年度から3か年について特別交付税の措置がなされることから、合併翌年度から3か年にわたる格差是正の措置をとろうとするものである旨の説明あり。

委員から、供給原価等もろもろの計算をして各自治体の水道料金を算出している状況にあるので、工業用水道事業、簡易水道事業、上水道事業別々で事業をしても支障がないのではないのかとの質問あり。

これに対し、専門部会から、工業用水道事業については提案のとおり別途運営するが、合併にあたり上水道事業に統合しようとする考え方については、統合により組織の簡素化、事務処理の効率化、経費の節減が図られることから、水道事業全体の健全経営に資することができると考えている。また、具体的には統合により事業計画の策定、認可申請、予算・決算等の経理処理、統計、集計、その他電算システム運用など効率化が図られることなども大きなポイントと考えている。また、水源が現時点では分かれているが、今後経営規模が拡大する中で施設整備に必要な箇所に計画的に全体として投資ができ、安全な水を安定的に供給できる体制を強化できると考えている。また、今後の問題であるが、将来的には鹿児島市の給水区域と隣

接している区域について、地形的あるいは事業費的な面はあるが、連結が可能なものについては、この方面から安定的な給水を図ることができるとも考えられるし、また簡易水道同士の連結により安定的な給水も図られるのではないかと、そのような総合的な面も考えている旨の説明あり。

また、事務局から、水道事業は1960年代から70年代のころから全国的に整備をされており、これからの水道事業は維持管理の時代になるといわれている。これは整備をした水道管の更新などに莫大な費用が生じてくる。これらの費用については水道使用料などの収入で賄うことが原則であるので、安定的、計画的な整備ができるような財政基盤を確立していく必要がある。そういう意味では、合併により経営基盤を強化していくことが必要ではないかと考えている旨の説明あり。

委員から、喜入町民は水道法5,000人未満の中で金額を抑えている。今だいたい1万円前後使用されている家庭、これは子供が生まれてから20歳になるまで生活されている方々の水道使用量はかなり多い。そういう方々が2倍から2倍強になれば、直接その分だけ経費がかかってくる。喜入町の事業の中では、水道使用料を抑えてきている。我々としては上水道に繋がる最大限の事業計画があれば当然そういうものも計算されても仕方ない。しかし、現状の中で各自治体が頑張っている中で水道事業というものがある。しかも工業用水道は認められるが、簡易水道事業は上水道事業に組み込むと。どうして今簡易水道になっているかという16キロという大きな問題点がある。その辺を含んで永劫とは言わないが、段階的にあげていく年数を引き延ばし5年、10年という形で検討してほしい旨の質問あり。

これに対し、専門部会から、水道料金の格差の関係について、鹿児島市を含め各町の水道の使用状況を調査したところ、平均的な一般の家庭においては20tから30tという使用状況である。そのようなことで水道料金を比較すると、2倍、3倍という料金の差になるのは大口の需要家であり、一般の家庭ではそのような大きな差はない。しかしながら、水道料金については日常生活に密着したものであるので、そういう点を勘案して段階的に調整措置をとるという考え方である。料金の調整期間としては、国が合併年度あるいは合併の翌年度から3か年という特別交付税措置をしていることから3か年としたものである。これを仮に4年、5年とすると、水道料金については受益者負担を原則としているので減免した分については他の利用者がそれを負担するということが公平の原点に立つと3年を超える減免というものは水道事業としてはいかなるものかという観点で考えている旨の説明あり。

委員から、私ども市議会でも水道料金は市民生活に直結する問題でもあることから、特別委員会において関係局から詳細な資料の提出を求め調査を行った。その中で、本市の水道料金体系が一般家庭の料金をできるだけ抑えるという仕組みになっていることから、5町の水道料金がすべて上がるわけではなく下がる場合もあるといったことなども明らかにするなど各面から検討し、原案どおり賛成で意見の一致

をみたところである旨の発言あり。

委員から、確かに水を多く使う家庭にとっては若干高くなるという状況にあるようだが、先程来話があるように、水道事業の経営の安定化という観点、また各町とも施設の更新の時期に入ってくるのではないかというふうに思っているが、そういう面等を考えるとこの際いろいろな意見があるかもしれないが、上水と簡水を一本化するという方向でいいのではないかと思っている。要は将来にわたりいかに安定的に供給するかという観点が必要であるし、1市5町で一緒になろうという訳であるので、水道事業のみならず、高くなるどころ安くなるどころあるかもしれないが、原案でいいのではないかと思っている旨の発言あり。

委員から、この問題は町名の問題と性質が違い経営の問題が重要だと思う。先程来意見がでているように、新しい鹿児島市としての水道事業全体としての経営の問題を中心に考えるべきではないかと思う。やはり、いろいろ設備の更新とか全体の枠組みの中でやって行けるようにしていくということが必要だと思う。それと水道料金の問題だけではなく、水道事業をある程度合理的に行っていく必要があると思うが、他の行政サービスとのバランスの問題もあり、水道事業だけを中心に考えれば高くなるということもあるかもしれないが、他のサービスとの関連で全体としてみるべきではないかと思う。それから、一体となれば水道事業としての管理責任というものも出てくるだろうから、管理のしやすいような体制を当初からとっておくということが、水道事業の安定的な供給とか水質の問題とかあるが、そういうものに責任がもてるような体制を作るという意味で重要ではないかと思う。現在簡易水道事業で行っているところからすると新しい制度にいくところで不満もあるだろうと思うが、現在この協議会であったような意見を反対の多いところは持ち帰って説得していただけないかと思う。全体としてもものを考えていかないと、今後、部分部分でやるといろいろ問題が出るが、全体の最適化を優先して考えるべきではないかと思う旨の発言あり。

2委員から、持ち帰って検討させていただきたい旨の発言あり。

委員から、持ち帰りたいという意見がある以上持ち帰りいただくというのが、この会の趣旨だろうと考える。ただ、鹿児島市の簡易水道は、今、上水道に統合するという全体的な流れにある。その背景は老朽化等設備更新に対する経費負担などの問題、安全性の問題などもある。そういう背景があるということについてはご理解いただきたいと思うし、鹿児島市としても今後引き継ぐとすれば、現在それぞれの町が持っている簡易水道の状況というのをきちんと把握をする、そういうことが必要なのではないか。果たしてそのまま引き継ぐことができるのかどうかということも含めて、もしかするとすると合併時に経費を投じて整備も必要になってくる部分も出てくるのではないかということまで議論をしているので、是非そういった議論も鹿児島市議会の特別委員会の中であることについてはご理解いただきたい旨の

発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については継続協議とすることを確認。

第30号議案 都市計画の取扱いについて（継続協議）

委員から、都市計画区域の区域区分を決定するまでの手続き、手順、期間、住民から合併後は住宅建設時に、農地転用や開発行為に対して厳しい規制がかかるのではという不安の声が聞こえてくるが、現在の鹿児島市における調整区域等の規制状況、都市計画の区域見直し作業が、新市に合併後になってからなされる訳であるが、住民の声を届けるような協議会の設置は考えていないのかとの質問あり。

これに対し、専門部会から、平成15年に県からの依頼で、各市町で都市計画に関する基礎調査をすることになっている。この基礎調査を踏まえ、平成16年度基礎調査結果の解析をして、平成17年度に新しい市の素案を作成することになるので、一番早い時間で手続きが済んだとして平成19年度になろうかと思う。市街化調整区域の規制の状況については、都市計画法第34条の定めがあり、基本的には調整区域には住宅は建たない。ただし、それは基本的に建たないのであり、農家の住宅やあるいはそこにずっと住んでいる方の住宅などは建設も可能である。鹿児島市では優良田園住宅制度も設けている。調整区域や開発許可の関係であるが、合併時点では現在のとおりのことで、都市計画の見直しに付随して将来の形での新しい都市のまちづくりは検討することになる。この手続きの中で住民へ趣旨を説明し、意見を聞く手続きを何回も踏んでいく。そういうことで住民の意見は十分聞かせていただく場を設けることにしている旨の説明あり。

委員から、住民には十分説明するということであるが、協議会を作って、住民の声を吸い上げるといふようなことは検討されないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、基本的には代表の方でなくすべての住民に説明を行い、意見をいただきたいと考えているので、協議会の設置については現在のところ考えていない。なお、鹿児島市だけが線引き制度を持っており、この制度がない住民の方は不安もあるかと思うが、この制度は何か大きな規制を加えて、何か制約しようとする観点に立っているのではない。今、合併の時点での調整に不安があるかもしれないが、市民参画推進条例の基本指針にそって、住民のみなさんの意見を聞いて十分対応していきたい旨の説明あり。

会長から、調整方針としては、「当分の間」という言葉を使っている。これは法律上また日本の制度から考えてこれを使わないわけにいかない。現実としては今5町に都市計画区域の調整区域の設置をするということはあるにないこと、できないことと私は思っている。そのことで、不安を抱いていただく必要はなからうと思っている。むしろ、市街化区域があって調整区域があってその外に5町があるという、非常にいびつになる鹿児島市の調整区域をどう活性化するかを考えていかなければ

ばならない。ただ、鹿児島市だけでこれを決める訳にはいかない。県があり、国がある。そういうところとの協議の中で「当分の間」という言葉を使わなければいけない面がある旨の発言あり。

委員から、会長から合併後の5町に線引き制度が導入される可能性は低いという発言があり、安心もし納得もするが、逆にこの調整区域に住んでいる鹿児島市民の方が納得するのだろうかという疑念を逆に持っていた。今後は鹿児島市議会で、住民の方から相当要望書が出されたり、この問題については大きくなるのではないかと思う。そういうことから、鹿児島市議会の特別委員会でその問題について論議されていれば、その経過について教えていただきたい旨の発言あり。

これに対し、委員から、現状でまだ県から都市計画区域マスタープランが示されていない状況の中で、5町との合併期日までに間に合わない別立てしていく事業の分を合併の特別委員会の中でどこまでやれるかというのは、やはり合併とは切り離して議論すべきであり、指摘があった調整区域から出てくる意見要望をどうするのかというのは特別委員会の中では、議論の対象にはなっていない旨の発言あり。

以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第31号議案 建設関係事業の取扱いについて（継続協議）

委員から、鹿児島市議会としては、原案どおり賛成したいとの意見と「市営及び町営住宅入居手続」の項目において、現状では入居に必要な連帯保証人が鹿児島市、松元町及び郡山町では2名、吉田町、桜島町及び喜入町は1名となっており、5町の制度の中で鹿児島市にとって制度改善になると思われるものは積極的に対応する必要があるとの見地から、鹿児島市の制度に統合することにより保証人を2名とする本議案はいかがなものかという意見も出された旨の発言あり。

以上のような発言の後、原案のとおり決定。

第32号議案 消防関係事業の取扱いについて（継続協議）

委員から、郡山町、松元町に整備する分遣所の整備計画について質問あり。

これに対し、専門部会から、平成17年度当初に適地を探し、そして基本設計・建築設計を同時に行い、最も早い時期でいうと17年度末には建物を造り、18年度当初において業務を開始させたい旨の説明あり。

委員から、松元町、郡山町の新しい分遣所の適地選定は範囲をどのくらいでみるのか質問あり。

これに対し、専門部会から、旧町の区域ということではなく、鹿児島市全域の消防・救急サービスを低下させないという基本的なスタンスのもとで、人口、地域の状況、道路状況、各分遣隊の間隔など、あらゆる面から検討して消防拠点を定めていくことになる旨の説明あり。

委員から、喜入町の消防署は分遣隊と位置づけられるが、地域の特性等を勘案していただき、合併調印までに資機材や人員体制等を示していただくよう要望あり。
以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第 3 3 号議案 一部事務組合等の取扱い（し尿処理業務を除く）について（継続協議）

原案のとおり決定。

第 3 4 号議案 地域福祉事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第 3 5 号議案 介護保険事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第 3 6 号議案 児童福祉事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第 3 7 号議案 高齢者福祉事業について

継続協議とすることを確認。

第 3 8 号議案 障害者福祉事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第 3 9 号議案 生活保護事業等の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第 4 0 号議案 健康づくり事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第 4 1 号議案 保健衛生事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

4 その他

協議会委員の先発例視察研修報告

視察団の団長を務めた米満忠委員より視察研修について報告。

次回の開催について

事務局から、8月29日（金曜）午後2時30分から「かごしま市民福祉プラ

ザ」で開催予定である旨を報告。

委員から、「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、第4回合併協議会において決定され、議会事務局専門部会が窓口的なものを行うとの説明があったがこれまで連絡がないところである。私ども5町の議会の全部とは言わないが、1市5町の代表者を集めて、方針案策定のための進め方などについて協議がなされるものと理解していたがまったく連絡がない。議会事務局専門部会にも尋ねてみたが、鹿児島市議会で取扱い案を検討しているので、これが終わらないと5町の議会の方々には連絡できないとのことであった。鹿児島市議会が作成した取扱い案を議論することが正しいやり方なのか。やはり、立場が編入される側と編入する側なので、それぞれの立場で持ち寄ってどれがいいのかという協議が当然なされるべきではないかと考えている。農業委員会の方では、これまで何回か意見交換を行っているが、同じような取扱いがなぜできないのか。5町の他の委員の方に諮っていないので一概には言えないが、希望としては、農業委員会と同じように、まず1市5町の代表を集め、進め方を確認して、それぞれでばらばらにするのか、鹿児島市議会のたたき台を議論していくのか、まずそこを確認していただきたい旨の発言あり。

これに対し、鹿児島市議会議長の長田委員より、議員の定数及び任期の取扱いについては、明日議会運営委員会を開催し協議する予定なので、ただいまの意見については、議会運営委員会に報告したい旨の発言あり。

委員から、議員定数は非常に難しい問題である。私どもも各町単位で話をするよりも、5町ですり合わせをするのもいいのではないかと私個人は思っている。そのような提案をしたいと思うが、まずはやはり1市5町の考え方を聞いた上でということがあるので、検討をしていただきたい旨の発言あり。

これに対し、会長から、本日出された意見については、専門部会にも伝えるが、議会の議員や農業委員会の委員の取扱いについては、身分に関する問題なので合併協議会で議論するのではなくそれぞれのところで協議された方がよいのではないかとということで取扱いを決定しているので、そのような対応をしていただきたい旨の説明あり。

委員から、議員の定数及び任期の取扱いについては、あくまでも1市5町の議会で決めることであり、その世話役として専門部会がある。1市5町の議会において協議しながら進めていくことであるので、専門部会がどうしなさいというものではないということだけは一致しておいていただきたい旨の発言あり。

5 閉 会